

諮問番号：令和元年度諮問第5号

答申番号：令和2年度川行審答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

本件処分の等級3級を取り消す。等級の変更を希望する。

##### (2) 審査請求の理由

主治医より診断書の内容は2級相当との話があった。

一人での外出やコミュニティへの参加ができない。2級程度の内容ができない状況で3級の決定があった。社会性不安障害を有するため、様々なことを行わなければならないという強迫観念に駆られてしまう。

糖尿病の数値が上がり続けており、治療に専念しなければならないが、過度の不安、不眠により治療に集中できない。

主治医の判断で、生活保護ではあるが車を使って通院している。3級に等級が変更になることで、車の維持が難しくなり、通院がままならなくなると思うと不安になってしまう。

#### 2 審査庁の見解

##### (1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

##### (2) 理由

###### ア 本件処分に至る手続について

本件処分は、審査請求人からの適法な申請に対し、健康福祉局精神保健福祉センターにおいて障害等級を認定しており、その手続は法令に従い適正に行われており、違法又は不当な点は見受けられない。

###### イ 審査請求人及び代理人（以下「審査請求人ら」という。）の主張について

審査請求人らは、審査請求人の精神障害の状態に対する審査請求人らの認識と本件診断書の記載の内容とが乖離している旨を主張してい

ると解される。

まず、審査請求人らの本件診断書に係る主張は、審査請求人の病状に対する審査請求人らの認識を根拠にしているが、当該認識については精神疾患以外の要因による日常生活又は社会生活の支障も加味されたものになっていると考えられる。

本件診断書は、更新申請に必要な診断書の要件を満たしており、医師が「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項」（平成7年9月12日付け健医精発第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「診断書留意事項」という。）その他の診断書作成に当たり留意すべき点を踏まえて本件診断書を作成したと考えるのが合理的である。

次に、審査請求人らが提出した自立支援医療診断書からは、審査請求人の代理人との分離不安が分かるが、代理人と一緒に不安が軽減されるとも考えられるため、障害等級の判定に当たっては能力障害（活動制限）の状態を精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「障害等級判定基準」という。）により、具体的に確認することが必要である。

しかし、自立支援医療診断書では本件診断書のような様式とは異なり「生活能力の状態」に相当する項目がないため能力障害（活動制限）の状態を確認することが困難である。

以上からすると、本件診断書の記載内容に係る審査請求人らの主張について、論旨は採用できない。

#### ウ 審査請求人の障害等級について

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、診断書の記載内容に基づき、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うものとされているため、本件診断書から本件処分に係る処分庁の判断につき検討する。

##### (ア) 精神疾患の存在の確認

本件診断書の「①病名」には、「社会恐怖」との記載があり、審査請求人は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条の精神疾患を有していることが確認できる。

##### (イ) 精神疾患（機能障害）の状態の確認

本件診断書の「④現在の病状、状態像等」には、社会恐怖による機能障害として、「(7) 不安及び不穏」の「1 強度の不安・恐怖感」

及び「5 その他（対人関係で惹起される極度の不安）」がある旨記載されており、「⑤ ④の病状、状態像等の具体的程度、病状、検査所見等」には、「ほとんどを自宅にこもり生活している。買い物などの必要な外出は夫同伴でないとできないと言う。周囲の人にどう思われているのか、迷惑をかけていないか等の不安が常につきまとう状態である。」と記載されているが、本件診断書の「④ 現在の病状、状態像等」及び「⑤ ④の病状、状態像等の具体的程度、病状、検査所見等」の記載部分だけでは、障害等級判定基準に照らしてどの障害等級に該当するかは必ずしも判然としない。

(ウ) 能力障害（活動制限）の状態の確認

a 本件診断書の記載内容について

本件診断書の「⑥ 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」の記載は、障害等級判定基準に照らすと、全て3級相当となっている。

次に、「⑥ 生活能力の状態」の「(3) 日常生活能力の程度」の記載は、「ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に該当し、精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項（厚生省保健医療局精神保健課長、平成7年9月12日付け健医精発第46号。以下「判定基準留意事項」という。）に照らすと、おおむね2級相当となる。

b 能力障害（活動制限）の状態の判定について

判定基準留意事項において、能力障害（活動制限）の状態の判定については、「⑥ 生活能力の状態」等を参考にすることからすると、「⑥ 生活能力の状態」の記載全体の整合性を考慮し、さらに他の内容も踏まえ総合的に判断する必要があると解される。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「精神保健福祉法施行令」という。）第6条第3項及び障害等級判定基準の「障害等級」の記載を踏まえると、1級か2級かの判定では主に日常生活に関連のある項目の程度を検討することを重視し、2級か3級かの判定では日常生活に関連のある項目の程度を検討し、それに社会生活に関連のある項目の程度を加えて総合的に判定するのが適切と考えられる。

c 障害等級の検討について

本件診断書において、「⑥ 生活能力の状態」の「(2) 日常生活

能力の判定」の記載がいずれも1級相当の「できない」に該当しないこと及び「(3) 日常生活能力の程度」の記載が判定基準留意事項に照らすとおおむね2級相当であることから、審査請求人の障害等級として1級相当であるとは考えられない。

次に、障害等級2級又は3級の可能性について検討する。

本件診断書と交付日を平成28年4月21日として障害等級を2級とする審査請求人の従前の精神障害者保健福祉手帳に係る精神障害者保健福祉手帳申請書に添付された精神障害者保健福祉手帳用診断書の写し(以下「前回診断書」という。)を比較すると、審査請求人の能力障害(活動制限)について、一部の内容が軽減しているものとなっている。

さらに、本件診断書から、審査請求人は、家族等と同居での在宅生活であり、入院や施設等に入所している状況ではなく、生活保護を受けているが、自立訓練、訪問指導等もなく、訪問看護の指示もないことなども認められる。

これらからすると、審査請求人は、障害等級判定基準別添2「障害等級の基本的なとらえ方」において2級とされる「日常生活は困難な程度」にまで至っているとは考えられない。

#### (エ) 精神障害の程度の総合判定

上記の項目を考慮し総合的に判定すると、精神保健福祉法施行令第6条第3項の障害等級3級に該当すると言える。

以上の点を踏まえると、審査請求人の障害等級を3級とした処分庁の判断に不合理な点があったとは言えない。

なお、審査請求人は処分庁に対し、精神障害者保健福祉手帳の等級変更を求める申請を本件処分後に2回行ったが、いずれも審査請求人の等級は3級相当であるとされている。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 理由

第2 2(2)と同様

### 第4 調査審議の経過

令和 元年 12月23日 諮問の受付  
2年 1月23日 第1回審議  
同年 2月 6日 川崎市長あて調査を実施  
同月 25日 川崎市長から上記調査に対する回答の提出  
同年 3月 9日 第2回審議（処分庁からの聞き取り調査）  
同年 7月 8日 第3回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

### 2 審査会の判断について

#### (1) 本件処分に至る手続について

法令に従い適正に行われており、違法又は不当な点はないと判断される。

#### (2) 本件診断書の記載内容に係る審査請求人らの主張について

審査請求人らは、審査請求人の精神障害の状態に対する審査請求人らの認識と本件診断書の記載の内容とが、乖離している旨主張している。

この点、精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の程度にあることを認定して交付するものであり、障害等級の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）として現れた症状及び当該精神疾患による能力障害（活動制限）の状態から判断すべきものである。

本件診断書は、更新申請に必要な診断書の要件を満たしており、医師が診断書留意事項その他の診断書作成に当たり留意すべき点を踏まえて本件診断書を作成したと考えるのが合理的である。

他方、審査請求人らが提出した自立支援医療診断書からは、本件診断書と様式が異なり、「生活能力の状態」に相当する項目がないため能力障害（活動制限）の状態を確認することが困難である。

以上を踏まえると、本件診断書の記載内容に係る審査請求人らの主張について認めることはできない。

#### (3) 審査請求人の障害等級について

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定については、障害等級判定基準によると、診断書の記載内容に基づき、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされている。

#### ア 精神疾患の存在の確認

本件診断書を見ると、主たる精神障害として「社会恐怖」と記載されており、精神疾患を有していることが確認できる。

#### イ 精神疾患（機能障害）の状態の確認

本件診断書の「④ 現在の病状、状態像等」を見ると、社会恐怖による機能障害として「(7) 不安及び不穏」の「1 強度の不安・恐怖感」や「5 その他（対人関係で惹起される極度の不安）」がある旨記載されている。また、「⑤ ④の病状、状態像等の具体的程度、病状、検査所見等」には、「ほとんどを自宅にこもり生活している。買い物などの必要な外出は夫同伴でないとできないと言う。周囲の人にどう思われているのか、迷惑をかけていないか等の不安が常につきまとう状態である。」と記載されているが、これらの記載だけでは、障害等級判定基準に照らしてどの障害等級に該当するかは判然としない。

#### ウ 能力障害（活動制限）の状態の確認

本件診断書について、「⑥ 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」を見ると、全て障害等級が3級相当の記載がされている。また、「⑥ 生活能力の状態」の「(3) 日常生活能力の程度」を見ると、「ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に該当しており、これはおおむね障害等級2級程度とされている。

この点、障害等級の判定に当たっては、日常生活に関連のある項目の程度を検討し、社会生活に関連のある項目の程度を加えて総合的に判断する必要がある。

本件においては、本件診断書と前回診断書の「⑥ 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」を比較すると、日常生活に関連のある項目は変化がないが、社会生活に関連のある項目は、本件診断書の方が前回診断書よりも能力障害（活動制限）の程度が低くなっていることが認められる。

#### エ 精神障害の程度の総合判定

上記ア～ウを基に審査請求人の精神障害の程度を総合的に判定すると、精神保健福祉法施行令第6条第3項の障害等級3級「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると言える。

以上の点を踏まえると、審査請求人の障害等級を3級とした処分庁の判断に不合理な点があったとは言えない。

(4) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	安 富	潔
委員	林	直 樹
委員	田 所	美 佳